

琉球大学学術リポジトリ

甘蔗生産費目中の肥料費について

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農家政学部 公開日: 2011-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池原, 真一, Ikehara, Shinichi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/20654

甘蔗生産費目中の肥料費について

砂糖の貿易自由化に備えて、日本政府では「沖縄産糖政府買入れ特別措置法」を制定し、糖価が著るしく下落し生産費を割った場合買上げを実施する方針のようであるが、その際原料蔗茎の買上価格にもいきょうすることは当然である。この原料蔗茎の買上価格決定に当っては資料として生産費調査結果が取り上げられ、その精密度ということが問題となる。したがって生産費調査の精密を期する上から各費目についての十分な研究が必要となってくる。そこで次に農林省の生産費調査を参考にし甘蔗生産費調査における肥料費の算定について紹介しよう。

肥料費は調査開始前に予め調査作物に使用するために準備せられた肥料、および計算期間中に調査作物に使用するために購入し、又は自給生産したものの全量について調査し、生産費の計算においては調査作物に実際に使用せられた分のみを計上する。肥料費は購入肥料と自給肥料に分けて調査するが、購入、自給の区分は購入したか、自給したかの区分であるから人糞尿や草木灰のようなものでも購入した時は購入肥料として取扱う。河川や沼沢等の肥土を客土した場合は、その採取、運搬の費用及び労働等につき費用価を計算し、肥料費に計上しその圃場内での地均し労働は施肥労働として労働費に計上する。

※ 購入肥料費

これはその購入代金に肥料の購入に要した運賃、手数料、手間賃（例えば肥料引取の手間賃及び共同購入の時の肥料分配労働等をその月の通常の臨時雇賃銀で評価する）、但し無償で入手した肥料については数量を計上するがその価格は評価しない。肥料の引取に要した諸費用が肥料の種類毎に分割困難な場合は一括して調査簿に記入し他の作物に使用された分を目方によって按分し控除する。

※ 自給肥料

自給肥料の価額はその生産のために要した費用価（生

産費）によって計算する。自給肥料の数量は原則として生産当時の数量に換算して記入する。

①自家の人糞尿、家事よりの残し物（台所の廃棄物、灰）等の無市価物はそのものについて原則として見積らないが、都市近郊における野菜生産地のようにその地方で一般に売買せられ又自家のものも商品化し得る地方では時価によって評価する。（無市価物の場合でもその蒐集、汲取等の労働は賃金に見積って自給肥料費として計上する）

②自給肥料の材料とされる作物の藁稈、茎葉等の副産物のうちその地方で取引される有市価物についてはその生産当時の時価により評価し全然取引のない無市価物については数量のみ記入し、その価額は計上しない。

③自給肥料の材料とされる野草、落葉等はその採取のために特別の費用を要しない限り評価せずその刈取以後の労力、農具等の費用のみを計算し自給肥料費に計上する。

④前作が緑肥の場合はその緑肥生産量（地下部も見積って計算する）をそのまま記入するが上部を刈取って他の耕地に施すような場合は地上部と地下部の肥効上の割合などを適当に見積ってその残留分の見積量を計算する地下部の数量が判明しない場合は地上部 $2/3$ に対し地下部 $1/3$ の割合で計算する。緑肥の評価については別に「緑肥費用価計算表」による。

⑤海草、生草等の採集のため権利金を払った場合、一定期間についての採集の権利金である場合はその採集物は自給肥料とみその権利金は一種の地代と考え費用価に算入する。

⑥第三者又は公共の場所で刈取った生草でも無償のものは自給肥料とする。

⑦焼土を圃場以外でやいて搬入する場合は自給肥料としてその費用価を計算するが、圃場内の焼土は土地改良とみなして所要材料とし、労働は管理労働とする。

（池原真一）